

令和4年度 第2回 豊田市開発事業対策協議会

日時：令和5年3月17日（金）

午前10時から午前11時

場所：南51会議室

次第

1 会長挨拶

2 議事

(1) 令和4年度の実績【報告】

ア 協議会の年間取組

イ 違反開発事業の情報提供と対応状況

ウ 違反開発事業の状況

(2) 令和5年度の事業計画（案）【協議】

ア 事業スケジュール

イ 主要な取組事項

ウ (仮称) 豊田市違反開発防止週間の創設

3 その他

(1) 部会設置要綱の変更について【報告】

(2) 盛土規制法について【報告】

次第

1 会長挨拶

2 議事

(1) 令和4年度の実績【報告】

ア 協議会の年間取組

イ 違反開発事業の情報提供と対応状況

ウ 違反開発事業の状況

(2) 令和5年度の事業計画（案）【協議】

ア 事業スケジュール

イ 主要な取組事項

ウ (仮称) 豊田市違反開発防止週間の創設

3 その他

(1) 部会設置要綱の変更について【報告】

(2) 盛土規制法について【報告】

次第

1 会長挨拶

2 議 事

(1) 令和4年度の実績【報告】

ア 協議会の年間取組

イ 違反開発事業の情報提供と対応状況

ウ 違反開発事業の状況

(2) 令和5年度の事業計画（案）【協議】

ア 事業スケジュール

イ 主要な取組事項

ウ （仮称）豊田市違反開発防止週間の創設

3 その他

(1) 部会設置要綱の変更について【報告】

(2) 盛土規制法について【報告】

(1)令和4年度の実績【報告】

ア 協議会の年間取組

時期	内 容
5～6月	市内全自治区長への手続条例制度説明 ⇒ 市内298自治区に説明
7月	意見交換会 ⇒事務局から民間団体構成員に主体的な取組（主に啓発活動）の検討を依頼し、各団体で検討
8月	第1回協議会開催 ⇒今年度の事業内容と違反防止に向けて各団体が主体的に取り組むことに関して合意
9月	第1回公民連携開発事業パトロール実施
12月	違反開発防止ステッカーを作成、配布
1月	違反開発防止の啓発ポスター・チラシを作製、配布
2月	第2回公民連携開発事業パトロール実施
3月	建設系土砂の適正処理に関する講習会実施 第2回協議会開催【今回】

各団体の
主体的な
取組実施

(1)令和4年度の実績【報告】

ア 協議会の年間取組

各団体の主体的な取組

団 体	取組内容
愛知県行政書士会豊田支部	<ul style="list-style-type: none">支部だよりに記事掲載 (R4.11、R5.2)ホームページに協議会の取組に関する記事を掲載 (R4.10、R5.1)
愛知県土地家屋調査士会豊田支部	<ul style="list-style-type: none">支部だよりにパトロール及び違反開発発見時の市への一報依頼を掲載 (10月)ブロック会にて同様に口頭でお願い (2月)
(一社) 愛知県測量設計業協会	<ul style="list-style-type: none">広報・周知用ポスター等を協会員83社にメールで周知。不審な開発事業を発見した際の市への情報提供を依頼 (9月)研修会において、違反開発防止のパンフレット配布とアナウンス実施 (10月)広報・周知用ポスターを協会事務所内外へ掲示 (1月)建設系土砂適正処理講習会の案内を会員へ共有 (1月)
(公社) 愛知県建築士事務所協会	<ul style="list-style-type: none">執行役員会において協議会の取組を報告し、県内支部長にチラシ等を送付支部役員会にて協議会の活動を逐次報告
(公社) 愛知県宅地建物取引業協会豊田支部	<ul style="list-style-type: none">幹事会にて違反開発発見時の市への通報を周知 (2月)会報に違反開発防止の関連記事を掲載予定 (3月)
(公社) 愛知建築士会	<ul style="list-style-type: none">講習会において事務局講師により協議会の取組に関して説明 (12月)会員によるポスター掲示
(公社) 全日本不動産協会愛知県本部	<ul style="list-style-type: none">支部研修会にて、造成工事現場における看板設置有無の確認実施 (2月)
豊田市区長会	<ul style="list-style-type: none">違反開発防止ポスターの掲示と回覧実施 (1月)
豊田商工会議所	<ul style="list-style-type: none">副市長講演会で、協議会の取組や各自が違反を起こさないよう部会員に周知 (1月)
豊田市森林組合	<ul style="list-style-type: none">広報誌に違反開発防止に関する記事を掲載 (12月)

(1)令和4年度の実績【報告】

ア 協議会の年間取組

各団体の主体的な取組（事例紹介）

愛知県行政書士会豊田支部

・支部だよりに記事掲載（R4.11、R5.2）

・違法開発防止のため、豊田市と協力して監視・摘発活動などをしております。会員の皆様におきましても、日々の業務活動の中で疑わしい行為等を見つけた場合は豊田市開発調整課（TEL34-6744）への一報をお願いします。

・ホームページに協議会の取組に関する記事を掲載（R4.10、R5.1）



支部だより

№59 2023.2.吉日

愛知県行政書士会豊田支部
支部長 勝田 崇 発行

支部長のあいさつ

会員の皆様には時下ますますご清祥のことお慶び申し上げます。
重ねて平素は支部の活動に温かいご支援を賜り御礼申し上げます。
さて、今年度ももう9ヶ月経過して年度末を迎えようとしております。私の支部長としての任期も残すところ後数ヶ月となりました。思い起こせば支部長就任後すぐに新型コロナウイルスの関係で非常事態宣言等が発令され、通常の支部運営とは異なる状態に陥りました。そんな中におきましても支部の皆様は温かく支えて下さいました。大変ありがとうございました。まだまだ今後の先行きが見通せない状況ではありますが一人一人が一生懸命考え、行動すれば、どんな難局も乗り越えられると確信しております。豊田支部へ皆様のお力をどうぞ貸してください。
どうかこれからも豊田支部の発展のために皆様の変わらぬご支援ご協力をお願い致します。あいさつにかえさせていただきます。

支部活動の報告

・令和4年9月21日(水)豊田商工会議所204号室にて、第3回支部役員会が開催されました。
1) 行政書士制度広報月間の配布物について 2) 支部旅行について 3) 支部研修会について 4) 豊田支部規則・規約の改定について協議されました。
・令和4年11月17日(木)豊田商工会議所にて豊田支部・法人経営部合同研修会を開催しました。豊田消費生活センターの職員の方に、「消費者契約に関するトラブルの現状と消費者生活センターの役割」という内容で、講義をしていただきました。ZOOMでの参加も可能な研修会とし、内容はとても興味深く、また盛況な研修会となりました。
・令和4年11月26日(土)3年ぶりに支部旅行を実施しました。長野県に出かけ、「天竜川下り」と「リンゴ狩り」を満喫しました。久しぶりに、楽しい1日を過ごすことができました。
・令和4年12月14日(水)文化館交流館第2会議室にて、第4回支部役員会が開催されました。
1) 手帳・カレンダーの配布 2) 本年度定期支部総会の日程について 3) 豊田支部規則・規約の改定について協議されました。役員会後、総会を行いました。
・違法開発防止のため、豊田市と協力して監視・摘発活動などをしております。会員の皆様におきましても、日々の業務活動の中で疑わしい行為等を見つけた場合は豊田市開発調整課（TEL34-6744）への一報をお願いします。

(1)令和4年度の実績【報告】

ア 協議会の年間取組

各団体の主体的な取組（事例紹介）

一般社団法人愛知県測量設計業協会

- ・ 広報・周知用ポスター等を協会員83社にメールで周知不審な開発事業を発見した際の情報提供を依頼（9月）
- ・ 研修会において、違反開発防止のパンフレット配布とアナウンス実施（10月）



- ・ 広報・周知用ポスターを協会事務所内外へ掲示（1月）
- ・ 建設系土砂適正処理講習会の案内を会員へ共有（1月）

(1)令和4年度の実績【報告】

ア 協議会の年間取組

各団体の主体的な取組（事例紹介）

豊田森林組合

- ・ 広報誌に違反開発防止に関する記事を掲載（12月）



豊田市より 皆さんのまわりの開発事業は違反開発になっていませんか？

豊田市開発事業対策協議会（事務局：豊田市開発調整課）では官公庁、地域、関係団体が連携し、「違反開発」の未然防止・早期発見に取り組んでいます。豊田森林組合もそのメンバーとして違反開発の監視に参加しています。豊田市内の山林では違法に土地造成される事例も実際に起こっており不審な開発事業を発見したら、豊田市開発調整課まで情報をお寄せください。（違反開発の通報専用の二次元コードも利用できます）

注意する点

- 事前に開発事業の説明はありましたか？
- 法令に基づく看板は立っていますか？
- 開発事業区域から土砂や濁水は流出していませんか？
- 騒音や振動、粉じんはありませんか？

ひとつでも当てはまるものがあれば、

《連絡先》 豊田市都市整備部開発調整課
Tel.0565-34-6744

違反開発の通報専用
二次元バーコード→



協議会のメンバーによるパトロール

(1)令和4年度の実績【報告】

イ 違反開発事業の情報提供と対応状況

市民からの通報（ポスター、チラシ等によるもの）

番号	通報の方法	通報月	場所	通報の内容	違反有無	対応状況
1	電話	R5.1	不明	県道の道路側溝の土砂堆積し、雑草等により車の通行に支障がある。	なし	開発事業の違反ではないが、県維持管理課に対応を依頼した。
2	電話	R5.1	小渡町	夜中のダンプ走行による振動で迷惑している。指導してほしい。	なし	開発事業区域が恵那市であったので、恵那市へ情報提供した。
3	システム（※）	R5.1	田柵町	開発事業区域内から、土砂や濁水の流出している。	なし	通報場所は特定できず田柵町内をパトロールしたが該当する状況は確認できなかった。
4	システム（※）	R5.1	九久平町	自宅前に雨水が流入している。	なし	道路排水が個人宅敷地に流入しており、市道路維持課へ対応を依頼した。
5	電話	R5.1	足助町	公共事業により自身の土地が、予定以上に掘削されたため、事業課を指導してほしい。	なし	開発事業の違反ではないが、市地域建設課に対応を依頼した。
6	電話	R5.2	久岡町	隣接の塗装工場のファンの音や振動、悪臭で困っている。指導してほしい。	なし	開発事業の違反ではないが、市環境保全課に対応を依頼した。

※システムは、豊田市電子申請・届出システムの「違反開発情報の受付」によるもの。

協議会構成団体からの情報提供

番号	団体名	通報月	場所	通報の内容	違反有無	対応状況
①	豊田市区長会	R4.6	大清水町	説明等がないまま、駐車場の造成が行われているが、違法ではないか？	あり	原状回復を指導し是正完了
2	愛知県行政書士会豊田支部	R4.11	四郷町	農地に建物が建築されているが、違法ではないか？	あり	建物の除却を指導中
3	愛知県行政書士会豊田支部	R4.11	木瀬町	工場跡地で作業が行われているが、違法ではないか？	なし	調査の結果、同一用途の工場建設であったため、適法
④	愛知県行政書士会豊田支部	R4.12	深見町	重機が稼働しているが違反ではないか？	あり	原状回復を指導中

○重大違反：未承認着手及び措置基準違反等で、周辺住民の住環境へ悪影響を及ぼすおそれのある違反開発事業

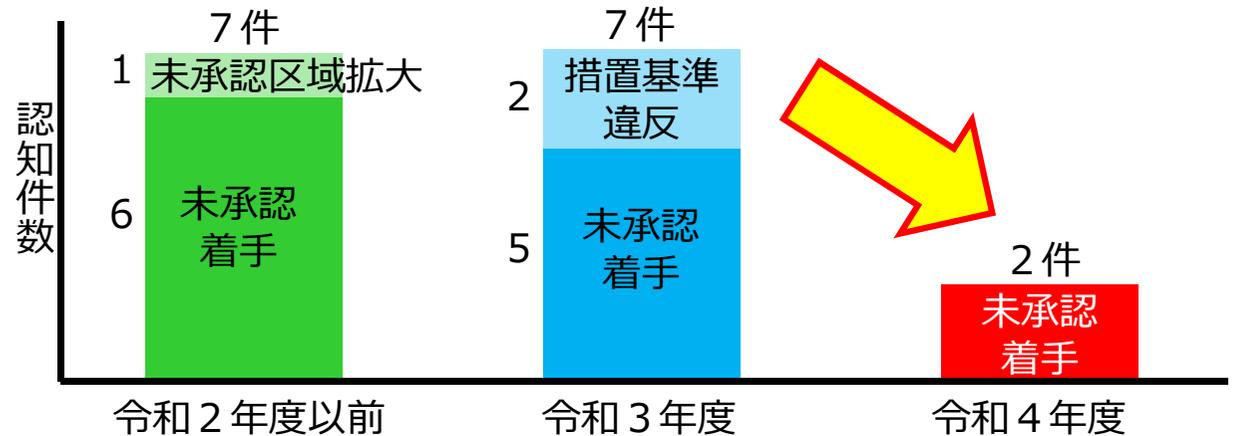
(1)令和4年度の実績【報告】

ウ 違反開発事業の状況 ※違反開発事業：手続条例違反の案件

重大違反の認知件数の推移

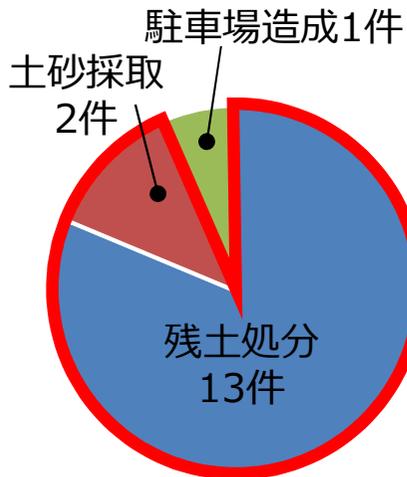
重大違反

未承認着手及び措置基準違反等で、周辺住民の住環境に悪影響を及ぼすおそれのある違反開発事業

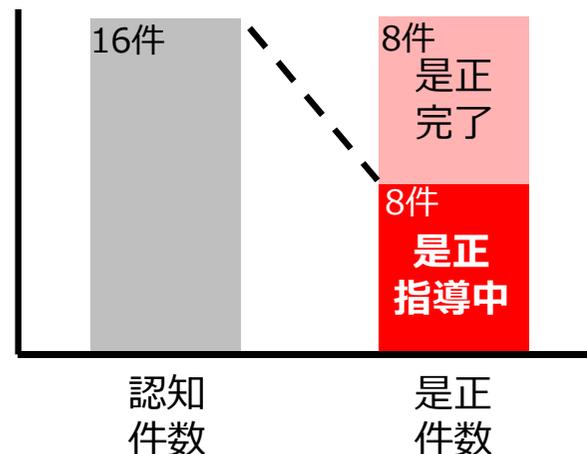


重大違反（16件）の指導状況

違反内容



是正指導状況



**土砂採取・残土処分は
是正が長期化**

**違反開発事業を起こさないため
事例の精査・研究が必要**

次第

1 会長挨拶

2 議 事

(1) 令和4年度の実績【報告】

ア 協議会の年間取組

イ 違反開発事業の情報提供と対応状況

ウ 違反開発事業の状況

(2) 令和5年度の事業計画（案）【協議】

ア 事業スケジュール

イ 主要な取組事項

ウ (仮称) 豊田市違反開発防止週間の創設

3 その他

(1) 部会設置要綱の変更について【報告】

(2) 盛土規制法について【報告】

(2)令和5年度の事業計画(案)【協議】

ア 事業スケジュール

時期	内 容
5～6月	市内全自治区長への手続条例制度説明
7月	第1回協議会開催
8～9月	違反開発防止の啓発ポスター・チラシ作成、配布
10月	(仮称) 豊田市違反開発防止週間 ※公民連携開発事業パトロール・各種啓発活動等の実施
11～2月	各団体の主体的な取組実施 違反開発事業の実態の研究
3月	第2回協議会開催

(2)令和5年度の事業計画(案)【協議】

イ 主要な取組事項

(1) 違反開発事業の実態の研究

- ・ 実際に違反の被害を受けた事例等を調査
- ・ 土砂採取、残土処理候補地の情報収集

(2) 盛土規制法の施行に向けた取組

- ・ 違反被害防止に向け、土地所有者へ安易に土地を提供しないよう周知や啓発活動の実施

(予定)

令和6年度：盛土規制法の周知

- ・ 盛土規制法の概要や変更点等の理解を深める。
- ・ 事業者へ盛土規制法の内容が浸透する周知方法の検討

令和7年度：盛土規制法への対応

- ・ 盛土規制法適用後の協議会活動の検討

(3) (仮称) 豊田市違反開発防止週間の創設

- ・ 公民連携開発事業パトロール、各種啓発活動等の実施

(2)令和5年度の事業計画(案)【協議】

ウ (仮称) 豊田市違反開発防止週間の創設

目 的

監視・啓発活動を重点的に取り組む週間を設け、協議会を構成する各団体が、期間中に違反開発事業の早期発見のためのパトロールや協議会の取組のPR活動を行うことで、違反開発事業の抑止につなげる。

実施時期 (予定)

令和5年10月 ※1週間程度を想定 (違反建築防止週間の期間に併せて実施)

実施内容

- ・ 防止週間中において各団体が自主的なパトロールを実施
- ・ パトロールの実施方法については、各団体に一任
- ・ 違反の疑いがある現場を発見した場合は、その都度事務局に報告し、豊田市開発事業監視指導部会で現場の確認等を行い、必要に応じて指導等を実施

次第

1 会長挨拶

2 議事

(1) 令和4年度の実績【報告】

ア 協議会の年間取組

イ 違反開発事業の情報提供と対応状況

ウ 違反開発事業の状況

(2) 令和5年度の事業計画（案）【協議】

ア 事業スケジュール

イ 主要な取組事項

ウ (仮称) 豊田市違反開発防止週間の創設

3 その他

(1) 部会設置要綱の変更について【報告】

(2) 盛土規制法について【報告】

(1)部会設置要綱の変更について【報告】

○組織改正及び許可権限の委譲に伴い、豊田市開発事業監視指導部会（部会）設置要綱の一部を変更

部会設置要綱抜粋

(組織)

第3条 部会は、別表に掲げる所属から選任を受けた者（以下「担当者」という。）をもって組織する。

2 部会に会長及び副会長各1人を置く。

3 会長は豊田市都市整備部開発調整課長をもって充て、副会長は豊田市企画政策部~~土地利用調整課~~をもって充てる。→①都市計画課長

4 会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

別表

所属	
<愛知県>	
西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	
豊田加茂農林水産事務所 農政課 、林務課	
豊田加茂建設事務所 維持管理課	
<豊田市>	
環境部	環境保全課、廃棄物対策課
産業部	農地整備課、森林課、農政企画課、農業振興課
建設部	土木管理課、道路維持課、河川課、地域建設課
都市整備部	建築相談課
企画政策部	① 土地利用調整課 → ①都市計画課
地域振興部	交通安全防犯課
農業委員会	農業委員会事務局
事務局	開発調整課

変更内容

①組織改正による。

②農地法に基づく許可権限が豊田市に移譲されたため。

(2)盛土規制法について【報告】

不法・危険盛土等発見後の行政対応

不法盛土等 許可の対象だが、技術的基準や手続に違反のある盛土等

➡ **監督処分**の対象

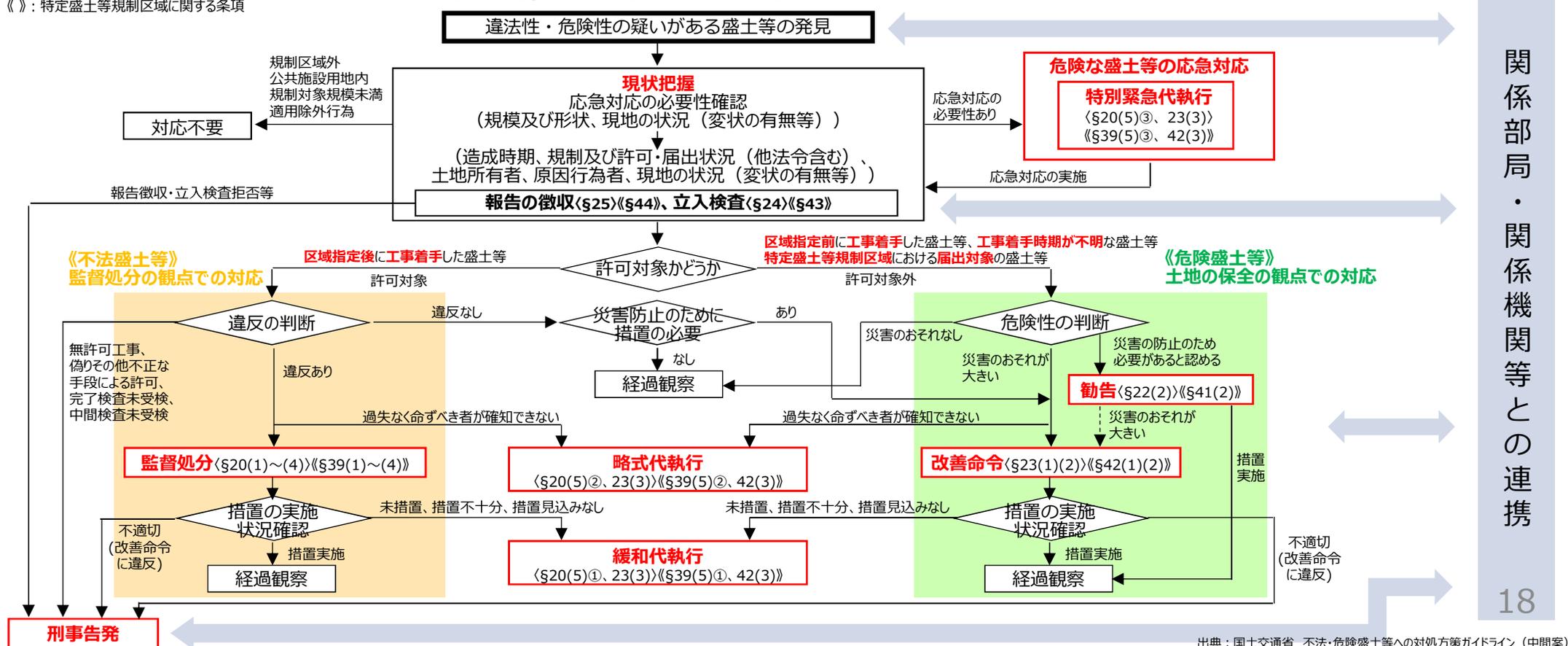
〔無許可盛土等、虚偽申請盛土等、条件違反盛土等〕
〔技術基準違反盛土等、検査未受験盛土等〕

(勧告・) **改善命令**の対象

危険盛土等 許可対象かどうか関係なく区域指定前からある盛土等も含め危険性のある盛土等

< > : 宅地造成等工事規制区域に関する条項
< () > : 特定盛土等規制区域に関する条項

不法・危険盛土等発見後の対応フロー



関係部局・関係機関等との連携